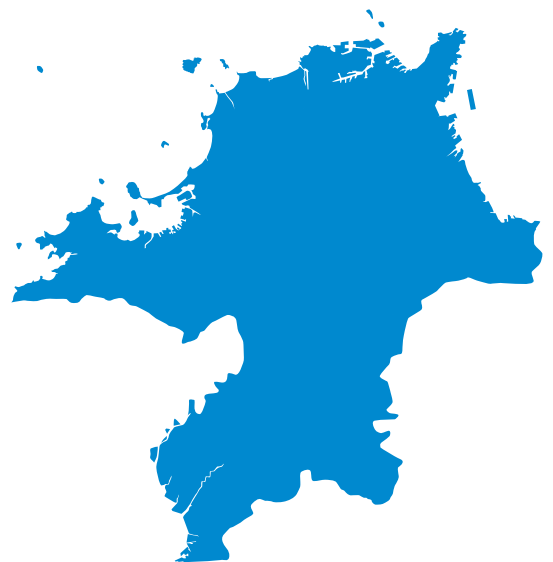


第4次福岡県

配偶者からの暴力の防止及び

被害者の保護等に関する基本計画



第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画について

計画策定の趣旨

配偶者や交際相手からの暴力、いわゆるDVは、犯罪となる行為をも含む、個人の尊厳を害する重大な人権侵害です。また、DVは主に家庭内で行われるため被害が潜在化しやすく、命に関わる重大なケースもあり、解決すべき喫緊の課題です。

福岡県ではこれまで、DVが根絶された社会を目指して、DV防止に関する様々な施策に取り組んできました。

これまでの取組の成果と課題を踏まえ、計画的に施策を推進するため、「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定しました。

計画の性格

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第1項に基づき策定するものです。

併せて、「第5次福岡県男女共同参画計画」における「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援」関連施策を重点的に推進するための計画に位置づけます。

計画の期間

令和3（2021）年度から7（2025）年度までの5年間です。

施策体系

DV防止及び被害者の適切な支援を図るため、5つの柱のもと、取り組みを進めます。

柱1 DV根絶のための啓発・教育の推進

柱2 誰もが安心して相談できる体制の充実

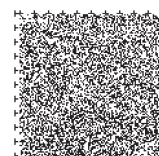
柱3 DV被害者の保護体制の充実と安全確保

柱4 被害者の自立のための支援

柱5 関係団体との連携



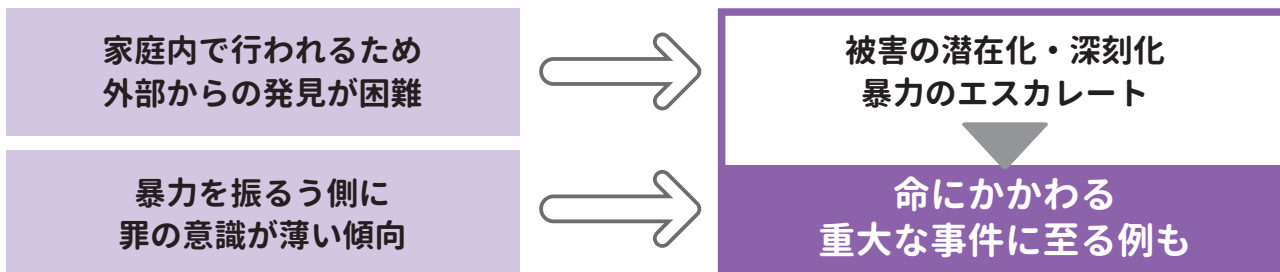
女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



DV（配偶者や交際相手からの暴力）とは

- 本計画において「DV」とは、配偶者（事実婚を含む。）や配偶者であった者、また生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力をいいます。
- 「暴力」とは、殴る、蹴るなどの身体的なものだけではなく、次のような心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。
 - ・精神的なもの（大声でどなる、無視する、行動を制限する、監視・束縛 など）
 - ・経済的なもの（生活費を渡さない、借金をさせる など）
 - ・性的なもの（性行為の強要、避妊に協力しない など）

○ DVは、犯罪となる行為をも含む、重大な人権侵害です。



○ 男女平等実現の大きな妨げとなっています。



○ DVは、優位な立場にある者が、弱い立場の者を、暴力を用いて「支配（コントロール）」するのが特徴です。

○ 暴力は、決して容認されるものではありません。

子どもの目の前で行われるDVは、子どもにも深刻な影響を及ぼします

○ DV被害者は、相談や逃げることをためらってしまう傾向にあります。

（理由）恐怖感、無力感、複雑な心理、子どもの問題、経済上の問題、失うものなど

★もし、あなたがDVを受けたと思い当たることがあったら

▶ 一人で悩まずに、まず、相談してみてください。

★もし、身近な人がDVを受けていたら
（受けているのではないかと心配されたら）

▶ 「あなたは悪くない」こと、
相談できる窓口があることなどを伝えてください。

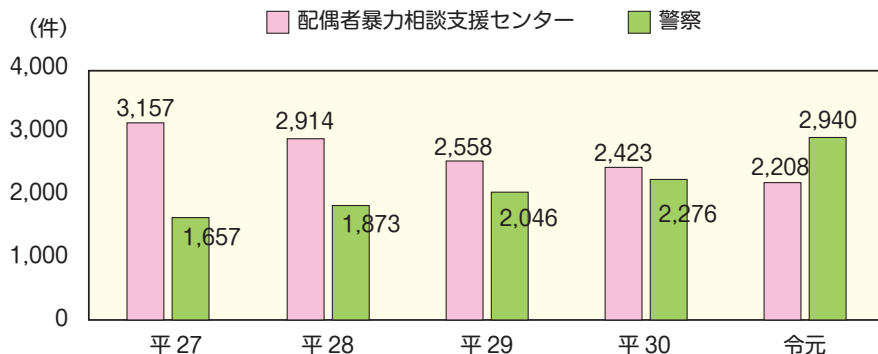


DVをめぐる福岡県の現状

DVの相談件数

県内の配偶者暴力相談支援センターで受けたDV相談の件数は、依然として2,000件を超えています。また、警察でのDV事案の認知件数は、増加傾向にあり、DVは未だ深刻な社会問題となっています。

【配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数※1 及び警察におけるDV事案の認知件数※2（福岡県）】



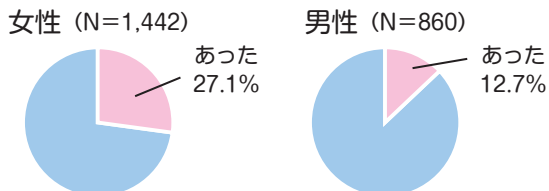
※1（年度） 福岡県男女共同参画推進課調べ

※2（年） 福岡県警調べ（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数）

DVによる被害経験

DVは誰にでも起こりうるものです。配偶者や交際相手からDVを受けた経験がある女性は、27.1%、男性も1割を超える12.7%となっています。

DV被害の経験

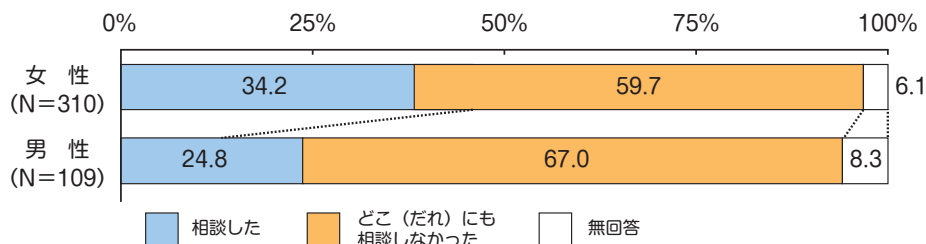


※身体的、精神的、性的暴力のいずれかの暴力を一つでも受けたことが「1・2度あった」「何度もあった」の合計

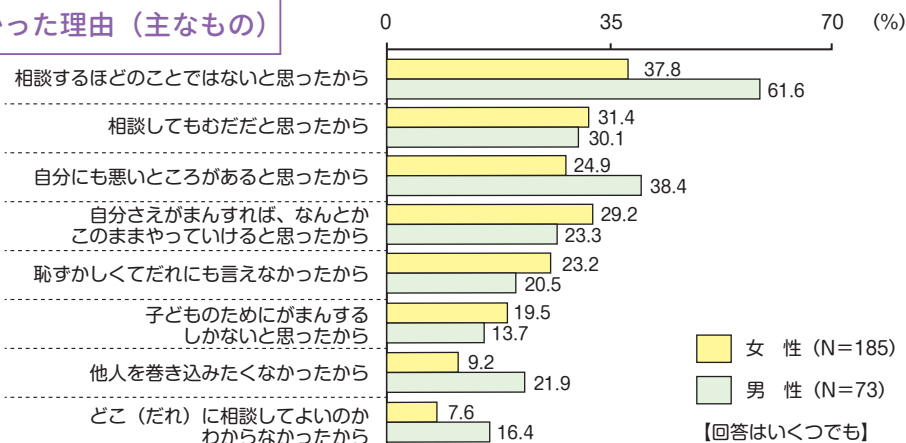
そのうち

相談の有無

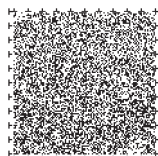
DV被害を受けた人のうち相談した人の割合



DVを相談しなかった理由（主なもの）



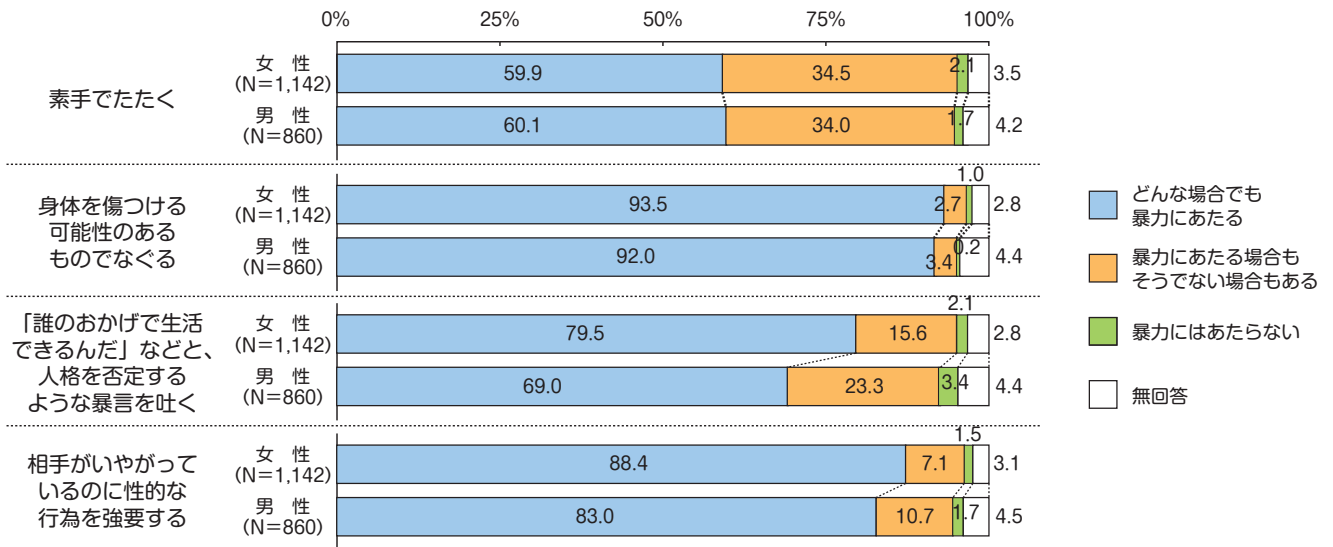
※令和元年度「福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査」から



暴力と認識される行為

DVには、身体的暴力のみでなく、人格を否定するような暴言などの精神的暴力や、性的暴力など、様々なものがあります。

【DVだと思うもの・抜粋】

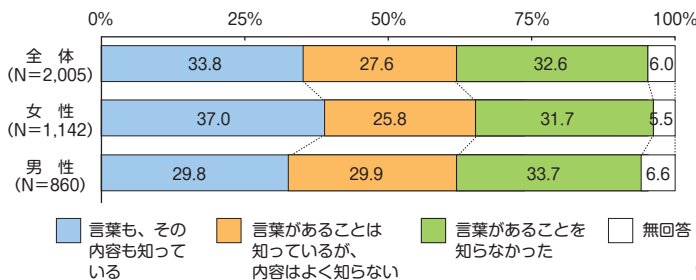


※令和元年度「福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査」から

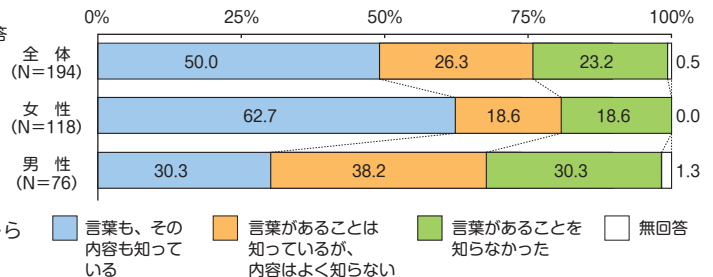
デートDVの認知

デートDV(交際相手からの暴力)の認知について、「言葉も、その内容も知っている」割合が、女性は37.0%、男性は29.8%となっています。

【デートDVの認知(全体)】



【若年層(18歳~29歳)の場合】

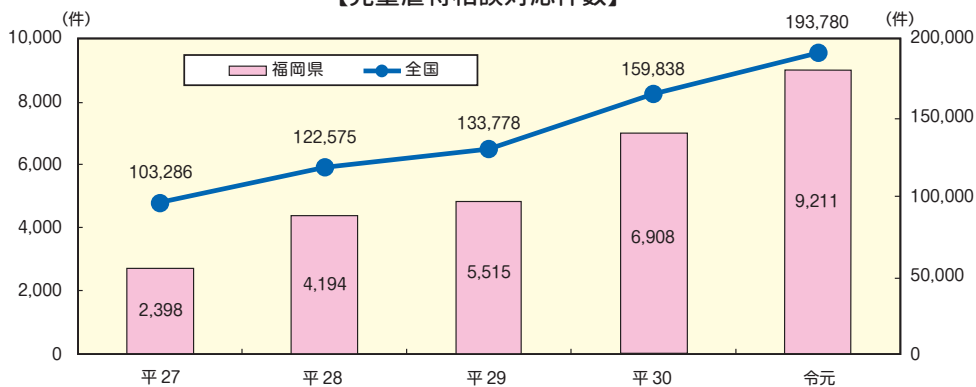


※令和元年度「福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査」から

児童虐待相談対応件数の推移

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しています。これは、県民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったこと、また、保護者が子どもの前で配偶者に暴力をふるう、いわゆる「面前DV」の事案について、警察からの通告が増加したことによるものです。

【児童虐待相談対応件数】



※厚生労働省、福岡県児童家庭課調べ

施策の方向

DV防止及び被害者の適切な支援を図るため、5つの柱のもと、取組みを進めます

柱1 DV根絶のための啓発・教育の推進

★ DVを防止するには、いかなる場合にも暴力は認めない、個人の尊厳や人権を尊重するという意識の醸成を図る社会全体の取組みが必要です。被害の早期発見を図り、重大になる前に防止する必要があります。



施策の方向

(1) 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成

- ア 人権教育・啓発の推進
- イ DVに関する正しい理解の促進
- ウ DVが子どもに及ぼす影響への理解の促進
- エ 若年層に対する啓発の推進

(2) 被害の早期発見、深刻化の防止

- ア 相談窓口の周知
- イ 被害の早期発見及び適切な対応の確保
- ウ 加害者への効果的な取組みの検討

※11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、街頭啓発を実施

柱2 誰もが安心して相談できる体制の充実

★ 被害者が相談しやすいよう、身近な相談体制の一層の充実が必要です。

様々な困難を抱える若年女性、男性、性的少数者、外国人、障がいのある人、高齢者など、被害者の状況も多様化しているため、それぞれの状況に配慮した相談対応が必要です。

施策の方向

(1) 相談体制の充実

- ア 配偶者暴力相談支援センター等の充実と連携強化
- イ 若年女性への相談対応の充実
- ウ 市町村の体制強化の促進
- エ 職務関係者の相談・援助技術の向上

(2) 外国人、障がいのある人、高齢者、性的少数者への適切な対応

- ア 外国人等からの相談への対応
- イ 障がいのある人、高齢者からの相談への対応
- ウ 性的少数者からの相談への対応

柱3 DV被害者の保護体制の充実と安全確保

★ 不安を抱えている被害者に対して安全で迅速な一時保護を行い、それぞれの状況に応じて対応できるよう、保護体制の充実を行っていく必要があります。

DVと児童虐待が同時に起きていることもあるため、DV対応と児童虐待対応の連携強化が必要です。

施策の方向

(1) 一時保護体制の充実

- ア 被害者の状況に応じた一時保護
- イ 被害者の心理的ケアの充実

(2) 同伴家族に対するケアと支援

- ア 児童相談所等との連携
- イ 同伴する子どもの心理的ケアの充実

(3) 被害者の安全確保

- ア 警察による被害の防止
- イ 保護命令の通知を受けた場合の対応

柱4 被害者の自立のための支援

★ 被害者が心身を回復させ、自立して新たに生活を始めるため、住宅の確保、経済的自立など、生活基盤の確保に向けた様々な支援の充実が必要です。

また、被害者の個人情報保護の徹底が必要です。



施策の方向

(1) 住宅の確保支援

- ア 公営住宅への入居支援
- イ 民間住宅への入居支援

(2) 生活の安定に向けた支援

- ア 就業の支援
- イ 婦人保護施設等における自立支援
- ウ 福祉制度の活用
- エ 民間団体と連携した継続支援

(3) 被害者情報の保護と各種手続きの支援

- ア 適正な情報の管理
- イ 司法手続きに関する情報提供

柱5 関係団体との連携

★ DV防止及び被害者の保護や自立支援を一層効果的に進めるには、関係機関とのさらなる連携が重要です。市町村や民間団体における取組みの支援も必要です。



パープルリボン

パープルリボン運動は、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた国際運動です。

施策の方向

(1) 連絡会議等の開催

- ア 中央ネット・ブロック会議等の効果的運営
- イ 相談機関のネットワーク強化

(2) 市町村との連携

- ア 市町村基本計画の推進支援等

(3) 民間団体との連携

- ア NPO 等との協働事業の実施
- イ 民間団体の活動支援

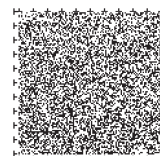
(4) 苦情への適切な対応

- ア 苦情への適切な対応のための体制確保

成果指標について

この計画においては、重要な施策について、目標となる数値を項目ごとに「成果指標」として設定しています。今後5年間、県が施策を推進した結果、各項目の数値がそれぞれ目標値にどれだけ近づいたか、進捗管理を行い、計画の実効性を高めます。

成果指標	現状値	目標値
若年層のデートDVに対する認識度 デートDV(交際相手からの暴力)について「言葉も、その内容も知っている」とする県民(18歳~29歳)の割合	50.0% (R1)	75%
DV相談窓口についての周知度 DVについて相談する窓口があることを「知っている」とする県民の割合	74.7% (R1)	90%
被害者支援に関する庁内連絡会議を設置した市町村の数	43団体 (R1)	60団体



総合相談窓口

- 福岡県あすばる相談ホットライン **092-584-1266**
 [受付時間] 9:00～17:00 金（祝日除く）のみ 18:00～20:30 も可 ※8月13～15日・年末年始を除く

配偶者暴力相談支援センター お住まいの地区にお掛けください

- 各地区の配偶者暴力相談支援センター
 [受付時間] 月～金 / 8:30～17:15 ※祝日・年末年始を除く
 - 筑紫 **092-584-0052**
 - 粕屋 **092-939-0511**
 - 糸島 **092-323-0061**
 - 宗像・遠賀 **093-201-2820** **0940-37-2880**
 - 嘉穂・鞍手 **0949-22-4070** **0948-29-0071**
 - 田川 **0947-42-4850**
 - 北筑後 **0942-34-8111** **0946-24-5780**
 - 南筑後 **0943-23-7520** **0944-73-3200**
 - 京築 **0930-23-2460**
- 北九州市配偶者暴力相談支援センター **093-591-1126**
 [受付時間] 火～金 / 9:30～20:00 土・日 / 9:30～17:00 ※祝日・年末年始を除く
- 福岡市配偶者暴力相談支援センター **092-711-7030**
 [受付時間] 月・水・木・金 / 10:00～17:00 火 / 10:00～20:00 ※祝日・年末年始を除く

夜間・休日の相談窓口

- 福岡県配偶者からの暴力相談電話 **092-663-8724**
 [受付時間] 月～金 / 17:00～24:00 土・日・祝 / 9:00～24:00 ※年末年始を除く

専用相談窓口

- 男性 DV 被害者のための相談ホットライン **092-571-1462**
 [受付時間] 水・木 / 17:00～20:00 金 / 12:00～16:00 ※祝日・年末年始を除く
- LGBT の方の DV 被害者相談ホットライン **080-2701-5461**
 [受付時間] 第2火曜 / 12:00～16:00 第4火曜 / 17:00～20:00 ※祝日・年末年始を除く
- 性暴力被害者支援センター・ふくおか **092-409-8100**
 [受付時間] 24時間 365日（年中無休）

児童相談所虐待対応ダイヤル 「189」（いち・はや・く）

児童虐待の通告・相談を受け付けています。お住まいの地域の児童相談所につながります。
 ※24時間 365日受付、通話料無料



令和3年3月発行

福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課
 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
 TEL 092-643-3409 FAX 092-643-3392
 E-mail danjo@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県行政資料

分類記号 HA	所属コード 5200408
登録年度 2	登録番号 0006